



昨年からの物価高への不満、先月の生活不安が、消費者のほとんどの心な気持をもっているもの。そこで、安定した生活をおくるためには、このようなことに気が配らなければならない。焦点を合わせてみる。

くらしに工夫を

家族ぐるみで考えましよう

消費者行政が発足したのは、昭和四十三年に消費者保護基本法が成立してからです。今年で六年目を迎えています。

この法律の一つの目玉である「消費生活センター」は、その後各都道府県につくられ、新潟県では四十五年に設置されました。このころから「かしこい消費者」ということが叫ばれてきました。それが、国民全体としてはまだ

「消費は美德」「消費者は王様」といわれ、以前として使い捨てる傾向にありました。

安全である権利

健康や生命が危険な商品やサービスから保護される権利。

知らされる権利

著しく事実と反する宣伝や広告や表示などから保護され、良

い商品を買うために必要な充分の知識を与えられる権利。

選択できる権利

いろいろな商品やサービスにいかなる場合でも競争価格で接することが保証され、国などが価格を決めるものについては、公正な価格で充分な品質とサービスが保証される権利。

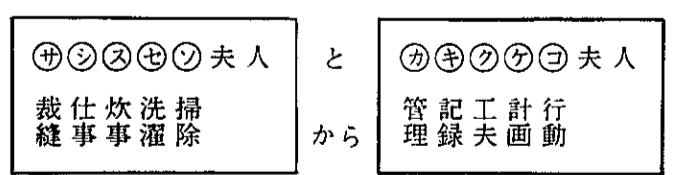
意見が反映

消費者の権利が、政府の政策立案に当って、充分にしかも共感をもって考慮され、そして行政当局は、公正かつ迅速に処理されることが保証される権利。



- かしい消費者25か条
- 欲しいと思っても、すぐにとはびつかず、家にあるもので活用できるかどうかを考える。
 - 買物には見ええを張らない。
 - 他人のマネをせず、自主性をつらぬく。
 - 品質表示と規格に注意を払う。
 - 買う前によく商品知識を仕込んでおく。
 - なるべく量産された中級品標準型を選ぶ。
 - 有名店、一流メーカー、舶来品をもう信せず、品質、性能
 - 目と目で多くの店を比較し近隣友人たちと、情報を交換し合う。
 - 特売場から良品を見つける。
 - 一年先までの買物計画を立てておく、チャンスの来るのを待つ。
 - 保証書や契約書の内容はよく確かめ、保存しておく。
 - 新聞などである程度、卸値を知っておく。
 - 経済の動きに気がつけて、品物をうまく買う。
 - 使用にさしつかえない小傷や中古品をいとわない。
 - 家計の合理化に役立つ物なら、高級品でも思いきって購入する。
 - しばしば買う物は、ときどきの比較テストを行なう。
 - 欠陥商品には、勇気を出して改善を申し出る。
 - 本位で品を選ぶ。
 - 新製品は見えわめがつくまでとびつかない。
 - 横文字表示の多い商品は警戒する。
 - 色表陳列にだまされず、中身を見きわめる。
 - 景品、懸賞につられず、商品の実質価値を考える。
 - ムードに訴える根拠のない広告宣伝を警戒する。
 - 生鮮食品は、季節はずれの物を買わない。
 - 内容、量目、価格を明示する商品と店を選ぶ。
 - 保存できる物は、共同購入する。

カキケコ夫人になろう



- 21) 経済の動きに気がつけて、品物をうまく買う。
- 22) 使用にさしつかえない小傷や中古品をいとわない。
- 23) 家計の合理化に役立つ物なら、高級品でも思いきって購入する。
- 24) しばしば買う物は、ときどきの比較テストを行なう。
- 25) 欠陥商品には、勇気を出して改善を申し出る。

